

第十五号議案

江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成十八年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の題名を改める改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。